

令和元年度 第10回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和2年1月23日（木） 午後2時 開議  
城辺庁舎2階 インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和元年度第9回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第35号 平成30年第8回宮古島市議会（定例会）における議案第161号「宮古島市立体育施設指定管理者の指定について」の議決内容の一部変更について
- 日程第5 議案第36号 宮古島市学校管理規則の一部改正について
- 日程第6 議案第37号 宮古島市立学校施設の長寿命化計画策定検討委員会設置要綱の制定について
- 日程第7 議案第38号 宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部改正について
- 日程第9 そ の 他

## 議案第35号

平成30年第8回宮古島市議会（定例会）における議案第161号「宮古島市立体育施設指定管理者の指定について」の議決内容の一部変更について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年1月23日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

体育施設指定管理者の団体名称の変更及び指定管理施設の追加に伴い、議決内容の一部を変更する必要があるため、本案を提出します。

別 紙

1. 指定管理を行わせる公の施設

現行	改正後(追加)
宮古島市陸上競技場 宮古島市平良字東仲宗根 935 番地 1	宮古島市陸上競技場 宮古島市平良字東仲宗根 935 番地 1
宮古島市総合体育館 宮古島市平良字東仲宗根 675 番地 1	宮古島市総合体育館 宮古島市平良字東仲宗根 675 番地 1
宮古島市民球場 宮古島市平良字西仲宗根 1574 番地 1	宮古島市民球場 宮古島市平良字西仲宗根 1574 番地 1
宮古島市平良多目的屋内運動場 宮古島市平良字西仲宗根 1575 番地	宮古島市平良多目的屋内運動場 宮古島市平良字西仲宗根 1575 番地
宮古島市多目的前福運動場 宮古島市平良字西仲宗根 1574 番地 7	宮古島市多目的前福運動場 宮古島市平良字西仲宗根 1574 番地 7
	宮古島市城辺陸上競技場 宮古島市城辺字福里 616 番地
	宮古島市城辺トレーニングセンター 宮古島市城辺字福里 579 番地
	宮古島市下地体育館 宮古島市下地字与那覇 1590 番地
	宮古島市上野陸上競技場 宮古島市上野字宮国 1750 番地 2
	宮古島市上野体育館 宮古島市上野字宮国 1746 番地 2

2. 指定管理者候補者となる団体

変更前	変更後
一般社団法人宮古島市体育協会 代表理事 砂川 恵助 宮古島市平良字東仲宗根 9 3 5 番地 1	一般社団法人スポーツ協会 代表理事 砂川 恵助 宮古島市平良字東仲宗根 9 3 5 番地 1

## 議案第36号

宮古島市学校管理規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年1月23日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

学習指導要領改訂により、小学校5・6年生に「外国語科」、小中学校において「特別な教科である道徳」が新設されたことに伴い、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市立学校管理規則の一部を改正する規則

宮古島市立学校管理規則（宮古島市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

様式第4号（その1）中「道徳、特別活動、総合的な学習の時間」を「特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動」に改める。

様式第4号（その2）中「道徳」を「特別な教科である道徳」に改め、「小計」を「外国語」に改める。

様式第5号（その1）中「道徳、特別活動、総合的な学習の時間」を「特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動」に改める。

様式第5号（その2）中「道徳」を「特別な教科である道徳」に改め、年間授業時数の表中教科の部小計の項を削る。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第37号

宮古島市立学校施設の長寿命化計画策定検討委員会設置要綱の制定  
について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年1月23日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

文部科学省インフラ長寿命化計画に基づき学校施設の長寿命化計画を策定  
する必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市立学校施設の長寿命化計画策定検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 今後、老朽化や整備需要の急増が予想される学校施設について、建替、修繕及び施設の更新の優先順位付け、並びにコストの縮減及び平準化を目的とした長寿命化計画を策定するため、学校施設の長寿命化計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 学校施設の長寿命化計画の策定に関すること。
- (2) その他、学校施設の長寿命化に関すること。

#### (構成)

第3条 検討委員会は、別表1の職員をもって構成する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育部長を、副委員長は生涯学習部長をもって充てる。
- 3 委員長は検討委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、学校施設長寿命化計画の策定が完了するまでの期間とする。

#### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に第3条第1項に規定する職員以外の者を出席させることができる。

#### (庶務)

第6条 検討委員会における庶務は、教育施設班において処理する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員長	教育部長
副委員長	生涯学習部長
委員	総務部長 企画政策部長 企画調整課長 財政課長 教育総務課長 生涯学習振興課長 学校教育課長 学校給食共同調理場長 教育施設班長



議案第38号

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正  
について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年1月23日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

来間小学校の閉校に伴い、来間小学校の通学区域を下地小学校の通学区域に変更するには規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を  
改正する規則

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中下地小学校の項を次のように改め、同表中来間小学校の項を削る。

下地小学校		下地全域
-------	--	------

同表伊良部島小学校の項を次のように改める。

伊良部島小学校		伊良部全域
---------	--	-------

別表第2 下地中学校の項を次のように改める。

下地中学校		下地小学校区域と同一区域とする。
-------	--	------------------

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第39号

宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部改正  
について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年1月23日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

来間小学校の閉校に伴い、スクールバス運行の対象行政区域を変更するには規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則（平成30年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中鏡原小学校の項の次に次のように加える

下地小学校	来間
-------	----

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。